

駐車場使用細則

第1条（目的）

この使用細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人規約（以下「規約」という。）第18条に基づき、管理組合法人の定めた駐車施設の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条（使用者の制限）

駐車場の使用者（以下「使用者」という。）は、組合員および組合員所有住宅に居住する者（以下「組合員等」という。）で自動車の所有者に限るものとする。

2 駐車場を使用できる自動車は、乗用車または貨客兼用車とし、その使用台数は1戸に1台限りとするが、空スペースがあればこのかぎりではない。

第3条（使用の申込み）

駐車場の使用を申し込む者は、「駐車場使用契約申込書」（別紙様式）と車検証の写しを理事長に提出するものとする。

第4条（使用者の決定）

理事長は、前条の規定に基づき駐車場の使用申込みを受けたときは、理事会において抽選その他理事会の定める公平な方法により、その使用者を定めるものとする。

第5条（使用契約の締結）

理事長は、前条によって使用者を決定したときは、その使用者と次の各号に定める事項を内容とする駐車場使用契約を締結する。

- (1) 駐車位置および駐車場使用の証明
- (2) 駐車料金および支払方法
- (3) 敷金
- (4) 賠償義務
- (5) 免責
- (6) 義務
- (7) 使用権譲渡等の禁止
- (8) 駐車料金の変更
- (9) 解約
- (10) 契約の解除
- (11) 契約の期間

第6条（解約届）

使用者は、契約を解約するときは、あらかじめ別に定める様式により理事長に届けなければならない。

第7条（車種の変更）

使用者は、現に契約している自動車を変更したときは、別に定める様式により理事長に届けなければならない。

第 8 条（駐車場使用証明書）

理事長は、駐車場使用契約を締結した者に対して「自動車の保管場所確保の証明書を発行する必要があるときは、当該証明書を発行するものとする。

第 9 条（使用時間）

使用時間は、1 日 24 時間昼夜駐車制とし、使用者は所定の場所以外の場所に駐車してはならない。

第 10 条（使用料金の決定）

駐車場の使用料金は、理事会で定める。

第 11 条（使用料金の変更等）

理事長は、自動車の保護安全のため、駐車場内外の施設に改善を施すときは、これに要する費用を 1 ヶ月の予告期間をもって現行駐車料金に加算することができる。

第 12 条（使用料金の支払）

使用者は、第 10 条で規定した使用料を毎月理事会の定めた方法で管理組合法人に納入するものとする。

2 契約期間が 1 ヶ月に満たない場合の使用料金は、1 ヶ月 30 日として日割り計算（10 円未満の端数は切り捨て）して得た額を支払うものとする。

第 13 条（敷金の納入）

使用者は、第 5 条によって契約を締結するときは、使用者から敷金として使用料の 3 ヶ月分を組合に納入するものとする。

2 使用契約を解除したときは、管理組合法人は敷金を返還する。ただし、敷金に利息は付さないものとする。

第 14 条（使用心得の遵守）

使用者は、別に定めるところによる駐車場使用心得を遵守しなければならない。

第 15 条（契約書等）

この細則に定める駐車場使用契約書、使用申込書、および解約届の書式、ならびに駐車場使用心得等は、理事会が決定しまたは変更することができる。

第 16 条（使用料金の使途）

駐車場使用料金の収入金は、管理組合法人の収益とし、駐車場維持管理費を除き修繕準備金として積み立てるものとする。

附則

この使用細則は、昭和 57 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この使用細則は、平成 7 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この使用細則は、平成 19 年 5 月 13 日に開催の第 26 回定期総会第 2 号議案 特別決議事項“管理組合法人の設立”の可決に伴って設立登記された、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の登記日から施行する。

附則

この使用細則は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。